

◎ 令和4年度に、横内小学校・はりまや橋小学校へ校区外から通学することを検討されているご家庭へ

## 「少人数学級編制」を継続するために 令和4年度から、横内小学校・はりまや橋小学校における 校区外通学許可基準の見直し等を行います。

高知市教育委員会

### 1 少人数学級編制の意義

公立小学校の学級編制について、令和2年12月に文部科学省は、「令和3年度から5年間をかけて1学級の児童数の上限を35人に引き下げる」という方向性を示しました。

こうした少人数学級編制は、1学級当たりの人数を少なくすることで、子供たちの現状や課題が把握しやすくなり、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導につなげることができます。あわせて、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止の観点からも、密集・密接を避ける手立てとなります。

既に高知県教育委員会では、令和2年度までに35人学級編制を小学5年生まで拡充しており、さらに、本年度からは、小学6年生の35人学級編制も実施しています。

### 2 横内小学校・はりまや橋小学校において、少人数学級編制を継続させるため

本市におきましても、高知県教育委員会の基準による少人数学級編制を実施していますが、横内小学校とはりまや橋小学校につきましては、ここ数年の児童数の増加により、今後少人数学級編制を実施する際に必要な普通教室が不足する状況となっています。そこで、両校において、継続して少人数学級編制が実施できるようにするために、校区外通学許可基準の見直し等を行います。

#### 【現在の学級編制】

小学校・義務教育学校（前期課程）					
1年	2年	3年	4年	5年	6年
30人	30人	35人	35人	35人	35人

普通教室が不足すると・・・

30・35人学級



40人学級

#### 校区外通学とは

市立小・中学校への入学は、学校ごとに定められた通学区域（校区）内に住所のある児童が、その学校に入学する制度となっており、児童が入学する学校は、住民基本台帳をもとに指定しています。

特別の事情がある場合に、指定学校の変更（校区外通学）が認められる場合があります。  
(通学距離のみでの変更はできません。)

### 3 施設の状況について

- ・校舎内において、これ以上普通教室を増やすことが困難な状況にある。
- ・校舎外にプレハブ教室を建てるスペースはなく、また、プレハブ教室は児童が学習する環境として望ましくない。

↓ 裏面へ

#### 4 校区外通学許可基準の見直しについて（実施内容①）

児童の下校後に保護者が家庭にいない事情にある児童について定めた「留守家庭児童対策」の許可基準のうち「児童の預け先が、児童からみて二・三親等以外の親族又は保護者の知人の住所による指定学校への就学を希望する場合」を許可基準から除きます。

許可する

許可しない

校区内に  
次の預け先がある場合

- ①三親等以内の親族の住所
- ②保護者の経営する事業所
- ③保護者の勤務する事業所
- ⑤保護者と託児契約がされている託児事業者の住所

- ④二・三親等以外の親族の住所
- ④保護者の知人の住所

#### 詳細

教育委員会が指定学校の変更（校区外通学）を認める「通学区域（校区）外通学許可基準」の1つである「留守家庭児童対策」の許可基準について、令和4年度以降に横内小学校・はりまや橋小学校への就学（新入学・転学）を希望する児童を対象として、当面の間、下の④を除く①、②、③及び⑤に限るものとします。

なお、兄弟姉妹が在籍している場合の指定学校の変更は可能です。

※ 令和3年度現在、④の許可基準により横内小学校・はりまや橋小学校に在籍している児童は、引き続き通学していただけます。また、その児童が在学中であれば、弟妹もそれぞれの学校に入学することができます。

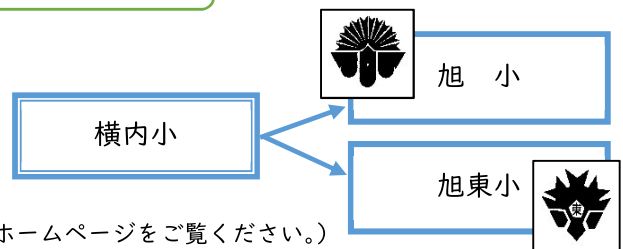
#### 通学区域（校区）外通学許可基準の抜粋

留守家庭児童対策	<p>児童の保護者がともに仕事に従事し、児童の下校後に保護者がいない事情にある者で、次の場合（小学校及び義務教育学校前期課程のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童からみて三親等以内の親族の住所による指定学校への就学を希望する場合</li> <li>② 保護者の経営する事業所の住所による指定学校への就学を希望する場合</li> <li>③ 保護者の勤務する事業所の住所による指定学校への就学を希望する場合で、勤務先において児童を保護できる環境等が整えられており、事業主の承諾が得られる場合</li> <li>④ <u>児童からみて①以外の親族又は保護者の知人の住所による指定学校への就学を希望する場合</u></li> <li>⑤ 保護者によって託児事業者との間で託児契約が締結されている児童について、受託者の住所による指定学校への就学を希望する場合</li> </ul>
----------	--

#### 5 特定地域選択制について（実施内容②） ※横内小学校のみ

横内小学校区に居住する家庭で、近隣小学校である旭小学校と旭東小学校のそれぞれの特色ある教育活動を希望する児童・保護者については、申請により校区外からの就学を許可します。

（申請手続については、高知市（青少年・事務管理課）のホームページをご覧ください。）



問合せ先：高知市教育委員会 学校教育課（少人数学級編制に関すること）

（088）823-9479

青少年・事務管理課（校区外通学許可基準に関すること）

（088）823-9468

